

事 業 概 要

令 和 5 年 版

 東京都人事委員会事務局

目 次

	頁
第1 人事委員会の概要	
1 概 要	1
2 各任命権者との関係	2
第2 人事委員会の機構、職員配置状況、予算	
1 人事委員会の機構	2
2 事務局職員配置状況	6
3 予算概要	6
第3 主 要 事 業	
1 委員会議の運営等	9
2 労働基準監督機関としての事務	13
3 任用・給与及びその他の勤務条件の調査、研究、勧告等	17
4 公平審査等	23
5 試験及び選考の実施	29
人事委員会の1年間の主な動き（令和4年度）	46

第1 人事委員会の概要

1 概 要

人事委員会は、民主的、能率的な人事行政の推進を図り、もって地方自治の本旨の実現に資するため、地方公務員法に基づき条例により設置された機関であり、任命権者から独立した専門的な人事行政機関である。

知事が議会の同意を得て選任する3人の委員をもって組織されており、委員の任期は4年である。

人事委員会の権限は、地方公務員法に規定されているが、主な職務を大別すると次のとおりである。

(1) 適正な勤務条件の設定

ア 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、議会及び知事に勧告すること。

イ 給料表について、議会及び知事に対し、報告及び勧告すること。

ウ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

エ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること。

オ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び知事に意見を申し出ること。

カ 非現業職員の勤務条件に関し、労働基準監督機関としての事務を行うこと。

(2) 中立・公正な任用制度の確保

ア 職員の競争試験及び選考に関する事務を行うこと。

イ 人事評価の実施に関し、任命権者に勧告すること。

(3) 公平審査機能

ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、これに必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する審査・裁決をし、これに必要な指示を行うこと。

(4) 規則制定等

ア 法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

イ 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。

ウ 職員団体の登録に関する事務を行うこと。

エ 職員に対する給与の支払を監理すること。

オ 職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行うこと。

カ 元職員による働きかけを受けた職員からの届出の受理、任命権者への調査要求など、働きかけ規制違反に対する監視を行うこと。

2 各任命権者との関係

人事委員会は、地方公共団体の人事行政の持つ重要性・専門性・特殊性という特徴に鑑みて、専門的かつ中立的な立場から、職員の任免、分限、懲戒といった任命権者の人事権の行使をチェックすることにより、適正な人事行政を確保する。

第2 人事委員会の機構、職員配置状況、予算

1 人事委員会の機構

人事委員会は、3人の委員による合議制の執行機関で、委員会の権限の行使を補助させるため事務局が置かれている。

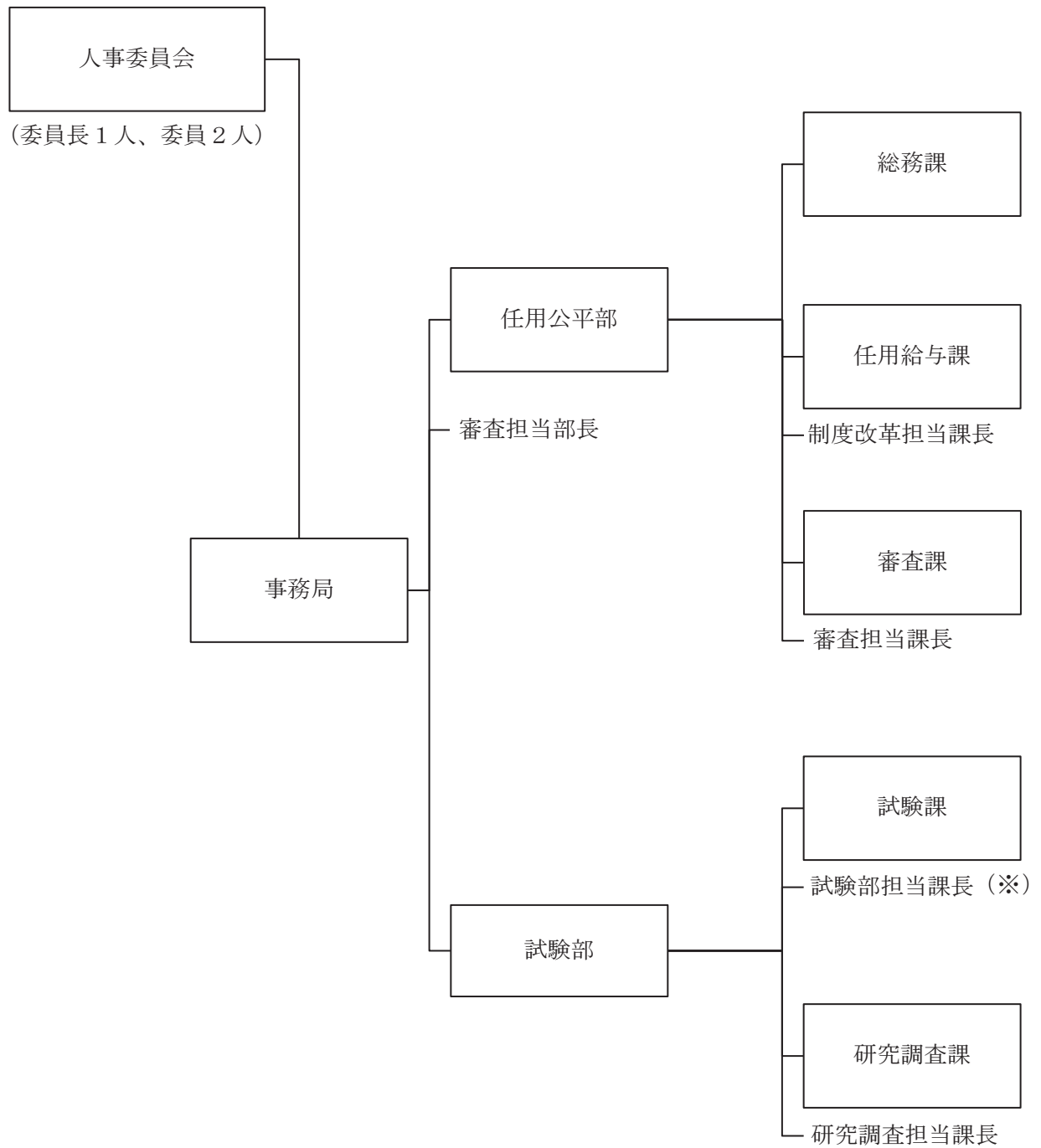
(1) 委 員

職名	氏名	常勤・非常勤の別	委員就任年月日	任期満了日
委員長	中西 充	非常勤	令和5年7月24日	令和9年7月23日
委員	山極 清子	非常勤	平成29年10月28日 ^(※1)	令和7年10月27日
委員	山崎 恒	非常勤	平成30年8月30日 ^(※2)	令和8年8月29日

(※1) 山極清子委員は、現在2期目（現任期は令和3年10月28日から令和7年10月27日まで）

(※2) 山崎恒委員は、現在2期目（現任期は令和4年8月30日から令和8年8月29日まで）

(2) 事務局組織図（令和5年8月1日現在）



(※) 制度改革担当課長が兼務

(3) 事務局各課分掌事務

部	課	分掌事務
任用公平部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会議に関する事。 2 委員会議事録の作成及び保管に関する事。 3 局所属職員の人事及び給与に関する事。 4 公印に関する事。 5 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事。 6 公文書類の收受、配布、審査、発送、編集及び保存に関する事。 7 情報公開に係る連絡調整等に関する事。 8 個人情報の保護に係る連絡調整等に関する事。 9 予算、決算及び会計に関する事。 10 財産及び物品の調達、管理に関する事。 11 労働基準監督機関として行う労働基準法等の規定の施行に関する事。 12 広報及び広聴に関する事。 13 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関する事。 14 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関する事。 15 知事への業務状況の報告に関する事。 16 他の部、課に属しない事。
	任用給与課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用、昇任等任用の方法についての一般的基準に関する事。 2 選考の実施（試験課に属するものを除く。）に関する事。 3 職員の研修に関する計画の立案及びその勧告に関する事。 4 人事評価の実施に係る勧告に関する事。 5 職員の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度等の調査研究及びその成果の提出に関する事。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件についての報告及び勧告に関する事。 7 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事。 8 職員に対する給与の支払監理に関する事。 9 その他人事制度の調査研究等に関する事。
	審査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 2 職員に対する不利益処分に関する審査請求の審査に関する事。 3 職員の公務災害補償に関する審査の申立ての審査に関する事。 4 職員団体の登録に関する事。 5 職員団体等に対する法人格の付与に関する事。 6 管理職員等の範囲の指定に関する事。 7 職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談に関する事。 8 委託公共団体の公平審査に関する事。 9 退職手当の支給制限等の処分等に係る調査審議に関する事。

部	課	分掌事務
試験部	試験課	1 競争試験又は選考の実施に関する事 2 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の作成及びその提示に関する事 3 条件付採用及び臨時的任用に関する事 4 競争試験又は選考の実施方法の調査企画に関する事
	研究調査課	1 試験問題の作成及び研究調査に関する事 2 試験の結果の分析及びその有効性の判定に関する事

2 事務局職員配置状況

(令和5年8月1日現在)

部	職層名 職名 課	理事	参事	副参事	主事				計
		局長	部長 担当部長	課長 担当課長	統括 課長代理	課長代理	主任	主事	
任用公平部	総務課	1人	1人	1人	1人	4人	3人	3人	14人
	任用給与課	-	-	2	2	6①	3①	2	15②
	審査課	-	1	2	-	3	-	-	6
	計	1	2	5	3	13①	6①	5	35②
試験部	試験課	-	1	1	4	2	4	4	16
	研究調査課	-	-	7	2	-	-	-	9
	計	-	1	8	6	2	4	4	25
合計		1	3	13	9	15①	10①	9	60②

(注) ○内は併任者で外数である。

3 予算概要

令和5年度当初予算額 歳入 5千円

歳出 896,000千円

(歳入)

区分	金額	説明
使用料及手数料	千円 5	情報公開手数料

(歳出)

区分	金額	説明
委員会事務	千円 17,069	委員報酬その他委員会開催経費
一般管理事務	521,438	職員費その他事務局管理運営費
労働基準法等の施行に関する事務	1,383	労働基準監督機関としての事務の実施に要する経費
任用及び給与制度の調査研究等に関する事務	81,570	調査研究及び勧告の実施に要する経費
公平審査の実施に関する事務	16,411	職員の勤務条件に関する措置の要求の審査及び不利益処分に関する審査請求の審査の実施に要する経費
職員の採用試験等の実施に関する事務	258,129	職員の競争試験及び選考の実施に要する経費

第 3 主 要 事 業

1 委員会議の運営等

(1) 委員会議の運営

委員会議は、規則の制定等人事委員会の権限に属する事務を処理するため開催される。

会議は、定例会と、委員長が必要があると認めたとき又は委員の請求があったとき開催する臨時会とがある。

ア 委員会議開催状況

(令和4年度)

会議の別	回数	議事事項・件数		
		議案	報告	計
定例会	38回	91件	23件	114件
臨時会	0	0	0	0
計	38	91	23	114

イ 規則の制定改廃状況

(令和4年度)

公布番号	規則名	公布年月日	施行年月日	内容	主管課
4年9	職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4.6.22	5.4.1	職員の定年の引上げに伴う規定整備	任用給与課
10	職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則	4.6.22	5.4.1	定年前再任用短時間勤務制度の導入等に伴う規定整備	任用給与課
11	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	4.6.22	5.4.1 4.7.1	給料月額7割措置を受ける職員に対する初任給調整手当の額の設定及び都立病院の削除	任用給与課

公布 番号	規 則 名	公 布 年月日	施 行 年月日	内 容	主管課
12	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	4. 6.22	5. 4. 1	定年前再任用短時間勤務職員に係る規定整備	任 用 給与課
13	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	4. 6.22	5. 4. 1	定年前再任用短時間勤務制度の導入等に伴う規定整備	審査課
14	初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	4. 6.22	4. 7. 1	局の廃止に伴う規定整備	任 用 給与課
15	職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則	4. 6.22	5. 4. 1	定年前再任用短時間勤務職員に係る規定整備	任 用 給与課
16	職員の給与に関する条例附則第十項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則	4. 6.22	5. 4. 1	管理監督職勤務上限年齢調整額の支給等に係る規則の制定	任 用 給与課
17	公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	4. 6.30	4. 7. 1 4. 4. 1	別表第一の改正	任 用 給与課
18	東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	4. 6.30	4. 7. 1 4. 4. 1	別表第一の改正	総務課

公布 番号	規 則 名	公 布 年月日	施 行 年月日	内 容	主管課
19	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	4.10.17	4.11. 1	支給要件の改正	任 用 給与課
20	東京都人事委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則	4.12.22	5. 4. 1	条例改正に伴う規定整備	総務課
21	東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則	4.12.22	5. 4. 1	本規則の廃止	総務課
22	東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則を廃止する規則	4.12.22	5. 4. 1	本規則の廃止	総務課
5年 1	東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則	5. 3.31	5. 4. 1	法及び条例改正に伴う規定整備	総務課
2	労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則	5. 3.31	5. 7. 1	局の新設・廃止等に伴う規定整備	総務課
3	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5. 3.31	5. 7. 1	局の新設・廃止等に伴う規定整備	審査課

公布 番号	規 則 名	公 布 年月日	施 行 年月日	内 容	主管課
4	東京都人事委員会事務局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を廃止する規則	5. 3. 31	5. 4. 1	本規則の廃止	総務課
5	初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	5. 3. 31	5. 4. 1	局の新設等に伴う規定整備	任 用 給与課

(2) 国又は他の地方公共団体との連絡

国又は他の地方公共団体の人事委員会との連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑な運営を図るため、全国人事委員会連合会その他の組織に加盟し、任用・給与制度及び勤務条件等について共同して研究し、情報交換を行っている。

なお、都人事委員会委員長は、昭和27年全国人事委員会連合会設立以来、会長として、加盟都道府縣市・特別区相互、及び国その他関係機関との連絡調整を図っている。

令和5年度における加盟組織等は、次のとおりである。

加盟組織	加盟人事委員会	備考
全国人事委員会 連合会	1都、1道 2府、43県 20政令市 和歌山市 1特別区 (計69団体)	会長 東京都 副会長 埼玉県 " 大阪府 " 広島県 " 横浜市
関東甲信越静 人事委員会協議会	1都、10県 (計11団体)	幹事県 埼玉県
大都市人事委員会 連絡協議会	1都、20政令市 1特別区 (計22団体)	幹事市 横浜市
十六都道府県 人事委員会協議会	1都、1道 2府、12県 (計16団体)	幹事県 埼玉県

2 労働基準監督機関としての事務

職員に対しては、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の規定が適用されるが、労働基準法別表第1第12号（学校、試験・研究所等）及び同表以外の官公署（都税事務所等一般行政事務所）のいわゆる非現業事業場に勤務する職員の勤務時間その他の勤務条件等についての労働基準監督機関としての権限は、人事委員会が行うことと定められている（地方公務員法第58条第5項）。

令和5年4月1日現在、当委員会が所管する事業場及び職員（特別職・単純労務職〈技能業務職〉を除く一般職員）の数は下表のとおりである。

区分	知事部局等	教育庁	警視庁	東京消防庁	行 委 員 会	政 会	計
事業場数	所 203	所 271	所 176	所 107	所 7	所 7	所 764
職員数	人 20,446	人 24,484	人 49,990	人 19,605	人 285	人 285	人 114,810

(1) 定期監督等

人事委員会は、前記適用事業場の中から年度計画に基づいて選定した事業場に対し、勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の利益保護を図ることを目的として、定期監督、安全調査及び有害物調査を実施している。

また、平成16年度からは、全事業場に対して、勤務状況の基礎データを得るため、年度当初に「勤務状況調査」（書面調査）を実施している。

令和4年度の実施状況は、下表のとおりである。

(令和4年度)

実施時期	実施部局等	定期監督	安全調査	有害物調査	計
令和4年 4月下旬 ～ 6月中旬	全事業場 (書面調査)	か所 (766)	か所	か所	か所 (766)
6月上旬 ～ 7月中旬	教育庁(都立学校)	20	12	20	52
11月中旬	警視庁	3	2	0	5
12月上旬	東京消防庁	2	2	2	6
12月中旬	知事部局等	4	1	1	6
	合計	(766) 29	17	23	(766) 69

(注) () 内は、勤務状況調査(書面調査)の件数で外数である。

安全・有害物調査は、定期監督実施事業場を対象に行っている。

(2) 特定機械等の検査

ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則等に基づいて、特定機械等の落成検査、変更検査及び使用再開検査を実施している。

令和4年度中に人事委員会が実施した落成検査 …………… 0件

(3) 解雇予告除外認定（労働基準法第19条、第20条）

職員を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を解雇予告手当として支払わなければならない。ただし、職員に重大な責任があったことを理由（労働者の責に帰すべき事由）に解雇しようとする場合には、あらかじめ人事委員会の認定（解雇予告除外認定）を受けることによって解雇の予告又は解雇予告手当の支払を行うことなく即時に解雇することができる。

令和4年度中に人事委員会が認定した解雇予告除外認定 …………… 14件

(4) 非常災害等による労働時間延長許可（労働基準法第33条）

災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合においては、人事委員会の許可を受けて労働時間を延長し又は休日に労働させることができる。

令和4年度中に人事委員会が許可した労働時間延長許可 …………… 1件

(5) 宿日直許可（労働基準法第41条）

宿直又は日直の勤務で継続的な業務については、人事委員会の許可を受けて、原則1日7時間45分・週38時間45分の労働時間の規定にかかわらず従事させることができる。

令和4年度中に人事委員会が許可した宿日直許可 …………… 2件

(6) 時間外・休日労働に関する協定届（労働基準法第36条）

学校、試験・研究所等で、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその組合、当該労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を締結し、これを人事委員会に届け出た場合、その協定の定めるところによって時間外又は休日労働をさせることができる。

令和4年度中に人事委員会が受理した時間外・休日労働に関する協定届……288件

(7) その他令和4年度中における労働安全衛生法及び関係規則に基づく諸届等

特定機械等の各種届出等	75件
衛生管理者等選任報告	317件
定期健康診断報告	701件
職員死傷病報告	324件
事故報告	0件

3 任用・給与及びその他の勤務条件の調査、研究、勧告等

(1) 任用制度の調査、研究

行政の民主的、能率的な運営を確保するため、任用制度をはじめとする人事諸制度について、絶えず調査、研究及び企画、立案を行って、随時適切な制度の改善に努めている。

ア 任用制度の調査、研究等

社会情勢の変化及び行政需要、職員構成等の変化に即応した制度確立のための調査、研究及び検討を行っている。

令和4年度は、主に次の事項について調査及び検討を行った。

- ① 今後の人事制度の在り方に関する事。
- ② 採用制度に関する事。
- ③ 昇任制度に関する事。
- ④ 公務員制度改革に関する事。

イ 情報収集、統計資料等の整備

人事行政に関する情報の収集、統計資料等の整備に努め、人事制度の検討、運営上の参考資料として、任命権者に提供している。

(2) 給与、その他の勤務条件の調査研究、勧告等

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならず、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、条例で定められなければならないこととされている（地方公務員法第24条第1項、第2項及び第5項）。

人事委員会は、地方公務員法の趣旨に沿い、職員の給与を定めるに必要な基礎資料を得るため調査研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、必要に応じ勧告を行っている（地方公務員法第26条）。

また、職員の勤務時間その他の勤務条件についても、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払いつつ条例で定めることとされており（地方公務員法第24条第4項及び第5項）、給与と同様に、調査研究、報告等の対象としている。

なお、令和4年については、10月12日に議会及び知事に対し、給与に関する報告及び勧告並びに人事制度等についての報告を行った。

さらに、議会から職員の給与に関する条例などの改正についての意見聴取を受けるほか、人事委員会規則の改正、任命権者からの申請に対する承認及び同意を行っている。

(3) 令和4年度事業実績

ア 給与調査及び給与報告の実施時期等

業 務 内 容	実 施 年 月	対 象
1 令和4年職種別民間給与実態調査 (1) 実地調査 (2) 調査表集計 (3) 調査結果表の作成	年 月 令和 4. 4～10 4. 4～6 4. 7～9 4. 10	都内民間事業所 1,233 事業所
2 令和4年東京都職員給与等実態調査 (1) 全数調査 (2) 調査表集計 (3) 調査結果表の作成	4. 4～10 4. 4～7 4. 7～9 4. 10	都職員 約15万人 一般職員 教育職員 公安職員
3 給与に関する報告 (1) 標準生計費の算定 (2) 労働経済指標の資料作成 (3) 民間給与と都職員給与の比較	4. 10 4. 7～9 4. 7～9 4. 7～9	議会及び知事に対し 報告・勧告実施

イ 条例の意見聴取、規則改正等、任命権者からの申請に対する承認及び同意の状況

業 務 内 容	実 施 年 月	件 数
① 職員に関する条例の意見聴取 ② 人事委員会規則の改正等 ③ 任命権者からの申請に対する承認及び同意	年 月 令和 4. 4	件 1
	5	34
	6	79
	7	7
	8	7
	9	45
	10	30
	11	10
	12	33
	令和 5. 1	7
	2	15
	3	143
	計	

○ 令和4年人事委員会勧告等の概要（令和4年10月12日勧告）

1 ポイント

給料表は4年ぶりに引上げ改定、特別給は3年ぶりに引上げ

例月給

公民較差（828円、0.20%）解消のため、給料表を引上げ改定

初任層の引上げに重点を置き、若年層について引上げ改定

特別給（賞与）

年間支給月数を0.10月分（4.45月→4.55月）引上げ、勤勉手当に配分

2 職員と民間従業員の給与比較

(1) 比較の方法

- ・企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の都内10,918事業所を調査母集団とし、そのうち1,233事業所を無作為抽出して調査

（調査完了788事業所 調査実人員54,777人）

<例月給>職員と民間従業員の4月分支給額を調査し、ラスパイレス方式により、主な給与決定要素である役職、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を対比させ、職員の人員数のウエイトを用いて両者の給与水準を比較

<特別給>民間従業員に対する直近1年間（昨年8月から本年7月まで）の賞与の支給実績を調査し、職員と比較

(2) 比較の結果

<例月給>

（平均年齢 41.4歳）

民間従業員	職員	公民較差
404,852円	404,024円	828円（0.20%）

（注）職員給与は、本年4月の行政職給料表（一）適用者（新卒採用職員を除く。）の給与

<特別給>

民間支給割合	職員支給月数	差
4.55月	4.45月	0.10月

3 給与の改定

(1) 改定の考え方

- ・民間従業員の給与が職員の給与を上回っていることから、給料表を引上げ改定配分[給料689円、はね返り（地域手当など）139円]
- ・特別給についても、民間の支給割合が職員の年間支給月数を上回るため引上げ

(2) 改定の内容

ア 給料表

区 分	内 容
行政職給料表（一）	・ 公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から初任層に重点を置き、若年層について引上げ 《平均改定率 0.2%》
	・ 初任給は、民間や国の初任給の状況を踏まえ引上げ Ⅰ類B +4,200円（183,700円→187,900円） Ⅱ類 +5,400円（157,100円→162,500円） Ⅲ類 +6,600円（145,600円→152,200円）

※ その他の給料表については、行政職給料表（一）の改定内容を基本として改定

※ 指定職給料表については、国家公務員との均衡を考慮して改定を行わない

イ 特別給

- ・ 民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.10月分引上げ
（再任用職員は0.05月分引上げ）
- ・ 引上げは勤勉手当で実施

(3) 実施時期

- ・ 給料表の改定は、令和4年4月に遡及して実施
- ・ 特別給の引上げは、令和4年12月支給の期末・勤勉手当から実施

4 今後の課題

(1) 職務給の更なる進展等

- ・ 行政職給料表（一）1・2級の給与水準について、上位級とのバランスを考慮した昇給幅への是正の視点から、課題の解決に向けた適切な対応を引き続き検討

(2) 能力・業績を反映した給与制度の更なる進展

(3) 新たな給与制度の在り方についての検討

- ・ 定年引上げ完成後、60歳前後での給与水準が連続的になるよう、新たな給与制度の在り方について研究・検討
- ・ 人事院における社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の動向を注視し、必要に応じて対応を検討

5 人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）

- ・複雑化・高度化した課題に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、都庁が持ち得る多様な人材の能力を最大限発揮することが不可欠
- ・人材獲得競争が激化する中において、働きたい職場として、多くの志ある人材に「選ばれる都庁」へと進化していくことを期待

(1) 多様な人材の確保・育成・活躍の推進

ア 人材確保・育成に向けた取組

- ・若年労働力人口の減少に伴い人材獲得競争は激化。公務部門全体で採用申込者数が減少しており、都としても危機感を持って取り組んでいくことが必要
- ・I類A採用試験については、I類B採用試験とは別の試験区分として実施する必要性を含め見直しが必要
- ・採用試験に適性検査を導入することで、多様な人材がより一層チャレンジしやすい試験となることが期待される。適性検査の有効性や、育成や研修など採用後の人事管理の在り方についても検証した上で、拡大について検討する必要
- ・主任級職選考については、若手や中堅職員の受験者のモチベーションを維持・向上させる観点から、任命権者とともに早期に見直し
- ・管理職選考については、受験率の低迷が長年の課題。昇任後における不安感や管理職の働き方に対する抵抗感を払拭し、受験の負担を軽減するための取組を推進するとともに、自らのキャリアデザインを描いていける環境の整備が必要
- ・性別を問わず、管理職の働き方が魅力あるものと感じることのできる職場が、健全な「選ばれる職場」であり、職員が都庁で昇任したいと思えるような勤務環境を作り上げなければならない
- ・「東京都デジタル人材確保・育成基本方針」に沿って、デジタル人材の確保・育成が進められ、能力が十分に発揮されることを期待
- ・人材育成や能力開発は、OJT・Off-JT両面から取り組むべき。国や民間など多様な主体との交流も活発化させ、外部の知識やスキルを積極的に取り込んで職員の知見を向上させることが大切

イ 誰もが活躍できる都庁の実現

- ・様々な個性や事情が配慮され、全ての職員に活躍できる環境が公平に提供される、ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）が尊重された都庁を実現することが重要
- ・「障害者活躍推進計画」に定めた取組を着実に推進し、障害を有する職員にとって働きやすい職場づくりが必要。障害を有する職員を受け入れる組織に対しても、サポートする取組を強化していくべき
- ・高齢層職員については、リスクリングを実施していくことが重要。定年の引上げに伴い適用される勤務条件などについて、丁寧な情報提供を行い、60歳以後の働き方に関する意思について確認するなど、きめ細かな対応をされたい

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア ライフ・ワーク・バランスの推進

- ・不妊治療等に係る病気休暇及び介護休暇の見直しを図ったことについて、生活と仕事の両立に資するものとして評価。制度の周知を図り、利用しやすい職場環境を醸成していくことが重要
- ・テレワークの推進については、ライフ・ワーク・バランスのみならず、業務プロセス変革やデジタル化の推進を通じた行動変容、非常時における業務継続の観点からも重要。業務の性質や都民サービスの維持を考慮しつつ、常に運用の改善を図っていく必要
- ・職員の休暇・休業、手当等について、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を利用する職員にも適用できるよう改正したことは、これまでの本委員会が述べてきた意見の趣旨に合致。制度の趣旨を踏まえた着実な運用を図ることが重要
- ・昨年度の本庁における一人当たりの平均超過勤務時間数は4年連続の増加。感染症対策の長期化を前提とした長時間労働の是正に係る対策を講じる必要
- ・職員一人ひとりが、性別等によるアンコンシャス・バイアスの存在を自覚した上で、意識を見直し、お互いを尊重し誰もが働きやすく能力が発揮できる職場風土を醸成していく意識を持ち続けていくことが肝要
- ・都は「育業」を育児休業の愛称として周知・活用。これらの取組を契機に、職員の育児休業等取得の気運を高め、全ての任命権者において、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備を一層推進すべき

イ 職員の勤務環境の整備

- ・ハラスメントの防止に関する基本方針の下、意識啓発や相談窓口などの体制整備を実施。こうした取組を積み重ね、ハラスメントが行われることのない勤務環境づくりに着実に取り組むことを望む
- ・長時間労働の面接指導やメンタルヘルス対策など職員の適切な健康管理が必要。都では、精神疾患を理由とする長期療養者数が増加傾向であり、ストレスチェックの活用など、特にセルフケア（職員自身の健康管理）が適切に実施できるよう、引き続き支援をしていく必要

(3) 公務員としての規律の徹底

- ・全ての職員が高い倫理観と高潔な使命感の下、公共のために働くという責任と誇りを持ち誠実かつ公正に職務に精励することを強く望む

4 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置の要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第46条及び第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

令和4年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

ア 事案処理状況

係属件数 (A)	処 理 件 数			繰越件数 (A-(B+C+D))
	判定(B)	取下げ(C)	併合(D)	
18件	4件	2件	0件	12件

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。
 2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。
 3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

イ 判定した事案の内容

番号	事件番号	要 求 内 容	判 定 日 年 月 日
1	平成29年(措)第8号	区立学校養護教諭が育児や障害等に配慮した職場環境等の改善を求めた事案	却 下 令 5. 3.23
2	令和2年(措)第10号	知事部局主事が初任給の改善等を求めた事案	却 下 令 4. 5.25
3	令和3年(措)第1号	市立学校副校長が職場復帰支援プランの作成への協力等を求めた事案	却 下 令 4. 7. 7
4	令和4年(措)第2号	氏名不詳の者が超過勤務手当の支給等を求めた事案	不 受 理 令 4.10.31

(2) 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされており、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第49条の2及び第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

令和4年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

事案処理状況

係 属 件 数 (A)	処 理 件 数			繰 越 件 数 (A-(B+C+D))	令 和 4 年 度 の 口 頭 審 理 の 回 数
	判 定 (B)	取 下 げ (C)	併 合 (D)		
53件	0件	4件	0件	49件	1回

- (注) 1 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）前、不利益処分に関する審査請求は不利益処分に関する不服申立てと称していた。
2 「判定」とは、審査請求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。
3 「取下げ」とは、請求人が審査請求を撤回することをいう。
4 「併合」とは、同一又は関連する複数の審査請求を統一して審査することをいう。

(3) 職員団体の登録

職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができることとされており、人事委員会は、登録を申請した職員団体が地方公務員法の規定に適合するものであるときは、規約及び登録申請書の記載事項を登録しなければならない（地方公務員法第53条第1項及び第5項）。

この登録は、職員団体が自主的に組織され、かつ、民主的に運営されていることを公証する制度である。

登録を受けた職員団体は、法人となる旨を人事委員会に申し出ることにより法人となるこ

とができる（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項）。

この規定に基づき当委員会に登録されている職員団体名、法人格の有無及び登録年月日は令和5年4月1日現在、次の表のとおりである。

団 体 名	法人格の有無	登 録 年 月 日
1 東京都高等学校教職員組合	有	昭和 41.10.12
2 東京都教職員組合	有	41.10.12
3 東京都障害児学校教職員組合	無	41.10.12
4 東京都公立学校事務職員組合	無	41.10.12
5 東京都学校事務職員労働組合	無	46.12.9
6 南多摩教職員組合	有	47.5.31
7 東京都教育管理職員協議会	有	48.10.18
8 北多摩東教職員組合	有	48.10.26
9 北多摩西教職員組合	有	48.10.26
10 東京都庁職員労働組合	無	51.3.11
11 西多摩教職員組合	有	55.1.17
12 東京都公立学校教職員組合	有	平成 元.11.7
13 アイム'89・東京教育労働者組合	無	2.1.17
14 特別区教職員組合	有	2.1.17
15 多摩島嶼地区教職員組合	有	2.1.17
16 西多摩公立学校教職員組合	有	2.1.31
17 東京都障害児学校労働組合	有	2.3.20
18 東京都学校ユニオン	有	12.4.25
19 学校事務ユニオン東京	有	14.12.3
20 東京都学校臨時教職員労働組合	無	17.3.16
21 東京都庁一般職非常勤・臨時職員労働組合	無	29.3.22
22 東京都非常勤講師組合	無	令和 3.2.4

(4) 職員団体等に対する規約の認証

地方公務員法第53条の規定による登録を受けられない職員団体等から規約の認証の申請があった場合に、人事委員会は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の規定する要件に適合するものであるときは、その規約を認証しなければならないが、この認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができ

る（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条、第4条、第5条）。

これは、地方公務員法第53条の規定による登録を受けられない職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務の運営に資するため、法人格を付与するものである。

この規定に基づき当委員会が規約の認証をした職員団体等は、令和5年4月1日現在、4団体である（日本自治体労働組合総連合、全日本教職員組合、全日本自治団体労働組合東京都本部及び日本教職員組合）。

(5) 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲については、人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条第3項ただし書及び第4項）。

この趣旨は、管理職員等の範囲については労使間で紛争が生じがちな問題であるため、中立公正かつ専門的な機関である人事委員会によってあらかじめこれを確認し、公示しておくことにある。

知事部局等における、管理職員等の人数及び全職員数に占める管理職員等の人数の割合は、令和4年8月1日現在、次の表のとおりである。

区 分	全職員数 (A)	管理職員等の人数 (B)	割合 (B/A)
知 事 部 局	18,177 人	2,122 人	11.7 %
教 育 委 員 会	16,886	855	5.1
その他の行政委員会等	382	99	25.9
計	35,445	3,076	8.7

(6) 苦情相談

職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行っている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

令和4年度に当委員会で受けた相談件数は、次の表のとおりである。

区 分	件 数
福利・厚生に関するもの	62 件
ハラスメントに関するもの	51
人事異動に関するもの	30
任用に関するもの	25
給与に関するもの	21
そ の 他	37
計	226

(7) そ の 他

ア 公務災害補償の審査

都立学校の学校医等の公務上の災害等について、その認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して学校医等から審査の申立てがあったときは、人事委員会は、事案を審査し、裁定を行う（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項、第2項等）。

令和4年度において、当委員会で審査したものはなかった。

イ 委託公共団体の公平審査

公平委員会を置く地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決又は決定についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる（地方公務員法第7条第4項）。

令和4年度において、当委員会が委託を受けたものはなかった。

ウ 退職手当の支給制限等の処分等に係る調査審議

職員の退職後、その在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる場合において、当該職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例第16条第2号に定める退職手当管理機関が、同条例第19条第1項第3号若しくは第2項、第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項から第5項までの規定に定める退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会は、同機関の諮問に応じ、調査審議を行う（同条例第23条）。

令和4年度において、当委員会が調査審議を行ったものは次の表のとおりである。

番 号	退職手当管理機関	諮 問 内 容	答 申 年 月 日
1	東京都教育委員会	元職員に対する退職手当の全部不支給処分	異 議 な し 令 5 . 2 . 17

5 試験及び選考の実施

(1) 任用の原則に基づいた試験及び選考の実施

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力実証に基づいて行わなければならない（地方公務員法第15条）。

これは成績主義の原則を明らかにしたもので、平等取扱いの原則（地方公務員法第13条）とともに任用制度の根本基準となっている。

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は原則として競争試験によるものとされ、例外として、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができるとされている（地方公務員法第17条の2）。

また、任命権者が、職員を人事委員会規則で定める職に昇任させる場合には、競争試験又は選考が行われなければならないとされている（地方公務員法第21条の4）。

人事委員会は、これらの原則の下、職員の採用試験、障害者及び専門職等の採用選考、管理職・主任級職・行政専門職等の昇任選考を実施している。

なお、試験及び選考は、人事委員会が直接行うものと、各任命権者が人事委員会の委任を受けて行うものがある。

(2) 任用制度の改正

都が、複雑化・高度化する行政課題に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、都が持ち得る多様な人材の能力を最大限発揮することが不可欠である。人事制度は、その基盤として十全に機能するものでなければならない。こうした認識の下、当委員会は、時代にかなう人事制度のあるべき姿を描き、その実現に向け取組を進めてきた。

ア 採用試験・選考

大学進学率の上昇や大学教育の学際化など、人材供給構造の大きな変化に対応すべく、平成19年度から I 類 A 採用試験を、平成25年度から I 類 B 採用試験の行政の区分に特別な試験対策を必要としない新方式を導入するなど、様々な採用制度の見直しを行ってきた。

また、民間企業との人材確保競争が激化する中で、技術系職員の人材を確保するため、平成26年度からは、I 類 B 採用試験の土木・建築の区分にも新方式を導入し（令和2年度以降は休止）、平成27年度には、技術職員に求められる基礎的教養をより適切に検証するために、教養試験の内容の見直しを実施した。

平成28年度には、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正を踏まえ、点字受験及びパソコン・ワープロで解答できる試験・選考を拡大した。さらに、身体障害者Ⅲ類採用選考の受験資格における上限年齢を28歳未満から40歳未満に引き上げた。

平成29年度には、障害者を対象とするⅢ類採用選考の受験資格を、従来の身体障害者に加えて、知的・精神障害者にも拡大した。また、第2次選考時の身体検査を廃止した。さらに、令和元年度には、受験資格から「自力により通勤が可能な人」「通常の勤務時間に対応できる人」の文言を削除した。

令和2年度には、「スマート東京」の実現に向けたICT職の設置に伴い、Ⅰ類B採用試験の新方式及びキャリア活用採用選考にICT区分を導入した。また、誰もがいきいきと活躍できる東京の実現を目指すため、就職氷河期世代を対象としてⅠ類BとⅢ類の採用試験を実施した。さらに、試験・選考の受験申込みに際し、性別記載を廃止した。

令和3年度には、デジタル化の一環として、キャリア活用採用選考（ICT区分）にWEB面接を導入したほか、採用試験・選考案内（障害者Ⅲ類を除く。）のペーパーレス化、申込受付の原則インターネット化などを行った。

令和4年度には、雇用機会の拡大を図るため、障害者を対象とするⅢ類採用選考の受験資格における上限年齢を40歳未満から60歳未満に引き上げた。

令和5年度には、東京デジタルファースト推進計画の重点手続の一環として、採用試験・選考の申込みから合否通知の確認までをオンライン化する受験手続WEBシステムを導入した。また、多様な人材確保を目的として、Ⅰ類B採用試験の試験区分の一部（「行政（一般方式）」、「土木（一般方式）」、「建築（一般方式）」、「機械」、「電気」及び「行政（新方式）」）の最終合格者は、翌年度以降3年間、採用希望時期（原則として各年度4月1日）を選択できるようにした。

さらに、就職活動の途中から公務員を目指す人や転職を考えている第二新卒など、技術職志望者の受験機会を拡大するために、土木（一般方式）、建築（一般方式）、機械及び電気を試験区分とするⅠ類B採用試験（第2回）を、平成26年度以来、9年ぶりに実施する（第1次試験日は10月22日）。

< 令和4年度採用試験・選考 >

試験・選考の種類		主な受験資格	試験内容
I類A 採用試験		○年齢24歳以上32歳未満	【第1次】 教養試験、論文、専門試験 【第2次】 個別面接
I類B 採用試験	一般方式	○行政・技術・専門的な職種 年齢22歳以上30歳未満 ○獣医・薬剤：年齢24歳以上30歳未満	【第1次】 教養試験、論文、専門試験 【第2次】 個別面接
	新方式	○行政・ICT 年齢22歳以上30歳未満	【第1次】 教養試験、プレゼンテーションシート作成 【第2次】 個別面接（プレゼンテーションを含む） 【第3次】 グループワーク、個別面接
II類 採用試験		○年齢20歳以上26歳未満 ※専門的な職種のみ	【第1次】 教養試験、専門試験 【第2次】 個別面接
III類 採用試験		○年齢18歳以上22歳未満	【第1次】 事務：教養試験、作文 技術：教養試験、専門試験 【第2次】 個別面接
障害者III類 採用選考		○年齢18歳以上60歳未満	【第1次】 教養試験、作文 【第2次】 個別面接（2回）
キャリア活用 採用選考		○年齢60歳未満 ○学歴区分に応じた民間企業等における一定年数以上の職務経験	【第1次】 書類選考、教養試験、論文、専門試験 【第2次】 個別面接（プレゼンテーションを含む） 【第3次】 個別面接
就職氷河期世代採用試験	I類B	○昭和45年4月2日～昭和61年4月1日生まれの人	【第1次】 教養試験、論文 【第2次】 個別面接（2回）
	III類		【第1次】 教養試験、作文 【第2次】 個別面接（2回）

イ 管理職選考

管理職選考については、将来の都政を担う意欲と資質を有する人材を適切に確保する観点から、平成18年度にこれまで以上に人物・実績を重視した能力実証とする等の制度の改正を行った。

また、競い合いの中で優秀な人材の選抜を適切に行うとともに、働き方改革における生活と仕事の更なる両立支援の一環として、職員のライフスタイルに合わせた受験機会の拡充を図るため、平成29年度、平成30年度及び令和4年度に改正を行い、それぞれ翌年度の選考から新たな内容で実施している。

令和3年度及び令和4年度は、デジタル化の一環として、口頭試問1回目をWEB面接で実施した。

< 平成29年度の改正のポイント >

- ・受験方法の見直し

種別Aにおいて、部分受験を可能とした。

事務系・・・択一のみ受験

技術系・・・択一のみ受験、記述のみ受験、択一・記述のみ受験

<平成30年度の改正のポイント>

・受験資格の見直し

種別A及びBについて受験資格を見直し、育児休業又は配偶者同行休業を取得中の職員も論文、口頭試問等の受験を可能とした。

<令和4年度の改正のポイント>

・令和5年度選考から種別Bの記述の免除期間を3年間から5年間に延長

ウ 主任級職選考

主任級職選考については、少数精鋭の職員による都庁の実現に向け、主任級職員にふさわしい能力をより一層適切に検証し、職員の昇任意欲に応えられる環境づくりを図るため、平成18年度に大幅な見直しを行った。

また、平成22年度に種別A看護区分の見直し、平成24年度に種別A事務区分の見直し、平成28年度には運輸系主任級職選考及び准看護師2級職選考について見直しを行った。

さらに、ライフイベントに合わせた受験機会の拡充、受験の負担感の軽減を目的として、令和元年度及び令和4年度に改正を行っている。

<平成22年度の改正のポイント>

・看護の選考区分を看護と保健に分割

・看護区分の教養問題、専門知識評定を廃止し、翌年度から専門記述及び専門能力評定を実施

<平成24年度の改正のポイント>

・種別A I類の事務IとA II類の事務IIを統合し、A I類の事務として翌年度から実施

<平成28年度の改正のポイント>

・運輸系人事任用制度の再構築に伴い、運輸系主任級職選考を廃止し、これに代わる助役選考の実施権限を交通局長に委任

・准看護師2級職選考の実施権限を任命権者に委任

<令和元年度の改正のポイント>

・受験資格の見直し

種別A及びBについて受験資格を見直し、翌年度の選考から育児休業又は配偶者同行

休業を取得中の職員も選考の全てを受験可能とした。

<令和4年度の改正のポイント>

・令和4年度選考から種別Aの教養問題（看護区分は専門記述）の免除期間を3年間から5年間に延長

(3) 採用PRの取組

少子化に伴い人材供給市場が縮小傾向にある中、今後の都政を担っていく有為な人材を確保するため、任命権者（総務局人事部）と連携を図りながら採用PRに取り組んでいる。

具体的には、事務職、技術職及び専門職など、ターゲットを明確にした各種採用PRイベントをWEBや対面を併用して実施している。

また、大学などの学校主催の説明会や民間企業主催の就活イベントへの参加、就職専門サイトへの採用情報の掲載など、都主催のイベント以外の場も活用し、より多くの学生・既卒者に対して都の魅力を発信し、浸透させる取組を行っている。

令和4年度は、採用セミナーなどの各種採用PRイベントや学校主催の説明会等をWEBと対面を併用して実施した。令和5年度についてもWEBと対面を併用したイベントを継続して行い、SNSなども活用し採用PRを実施していく。

(4) 試験に関する研究調査

次代の都政を担う有為な人材の確保のため、採用試験問題、昇任選考問題の作成をはじめとして、試験結果の分析、検証、検証結果の問題作成への反映等を行い、試験内容のより一層の向上に努めている。

また、職員採用試験の全試験問題及び択一問題の正答をインターネット等で公開するなど、試験における公正性、信頼性の確保に努めている。

<参考 令和5年度採用試験等の実施状況及び予定>

(令和5年8月1日現在)

試験（選考）名	実施日	申込者数	備考
I 類 A 採用試験	5月14日	人 815	(採用予定者数) 人 118
I 類 B 採用試験	4月30日	3,927	964
キャリア活用採用選考	8月13日	385	100
管 理 職 選 考	5月28日	人 A 事務系 461 部分受験 63 技術系 355 部分受験 51 B 事務系 357 記述のみ受験 88 技術系 379 記述のみ受験 53	(合格予定者数) 人 A 事務系 44 技術系 10 B 事務系 79 技術系 34

(注) 申込受付中等により未確定の試験・選考は以下のとおり

(採用試験・選考)

- ・ II 類、III 類採用試験
- ・ 障害者を対象とする III 類採用選考
- ・ I 類 B 採用試験（権限委任分）
- ・ 就職氷河期世代を対象とした採用試験（I 類 B、III 類）
- ・ I 類 B 採用試験（第 2 回）

(昇任選考)

- ・ 主任級職選考
- ・ 行政専門職選考

(5) 令和4年度採用試験等の実績

ア 採用

(ア) 採用試験・選考（東京都職員分）

試験・選考の名称	試験・選考区分	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
I類A	事務	人 60	人 733	人 359	人 82	倍 4.4
	技術	66	236	143	66	2.2
	計	126	969	502	148	3.4
I類B	行政	465	3,198	2,198	679	3.2
	技術	218	619	439	261	1.7
	環境検査 外13区分	157	972	749	229	3.3
	計	840	4,789	3,386	1,169	2.9
II類	専門	13	285	199	18	11.1
III類	事務	60	954	682	93	7.3
	技術	71	290	235	136	1.7
	計	131	1,244	917	229	4.0
障害者III類	事務	40	399	290	47	6.2
キャリア 活用	事務	10	84	67	9	7.4
	技術	70	243	198	67	3.0
	専門	26	76	58	14	4.1
	計	106	403	323	90	3.6
就職氷河期世代	事務	20	1,495	926	31	29.9
合計		1,276	9,584	6,543	1,732	3.8

(注) 1 技術は、土木、建築、機械及び電気である。

(I類B及びキャリア活用にはICTを含む。)

2 環境検査外13区分には、保健師（権限委任）を含む。

(イ) 採用試験・選考（警視庁警察行政職員分）＜権限委任＞

試験・選考の名称	試験・選考区分	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
Ⅰ類	事務	人 70	人 865	人 511	人 99	倍 5.2
	技術	17	32	17	3	5.7
	専門	2	41	29	3	9.7
	計	89	938	557	105	5.3
Ⅲ類	事務	30	1,167	802	42	19.1
	技術	5	13	7	4	1.8
	計	35	1,180	809	46	17.6
障害者Ⅲ類	事務	5	78	47	1	47.0
合計		129	2,196	1,413	152	9.3

(注) Ⅰ類技術は建築、機械及び電気、Ⅰ類専門は心理、Ⅲ類技術は電気である。

(ウ) 採用試験・選考（東京消防庁一般職員分）＜権限委任＞

試験・選考の名称	試験・選考区分	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
Ⅰ類	事務	人 3	人 108	人 54	人 12	倍 4.5
	技術	4	4	3	2	1.5
	計	7	112	57	14	4.1
Ⅲ類	事務	2	180	113	4	28.3
障害者Ⅲ類	事務	1	57	16	1	16.0
合計		10	349	186	19	9.8

(注) Ⅰ類技術は建築及び電気である。

(エ) 採用試験（警視庁警察官分）＜権限委任＞

試験の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
警視庁 警察官 採用試験	I類	人 735	人 10,057	人 7,321	人 1,147	倍 6.4
	Ⅲ類	240	4,826	3,425	391	8.8
	合計	975	14,883	10,746	1,538	7.0

(オ) 採用選考（警視庁特別捜査官分）＜権限委任＞

選考の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
警視庁 特別 捜査官 採用選考	財務	人 1	人 24	人 20	人 0	倍 -
	科学	1	21	16	1	16.0
	サイバー犯罪	5	27	26	1	26.0
	合計	7	72	62	2	31.0

(カ) 採用選考（警視庁警察官再採用分）＜権限委任＞

選考の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
警視庁警察官 再採用選考		人 5	人 5	人 5	人 0	倍 -

(キ) 採用選考（道府県の警察官を対象とする特別採用分）＜権限委任＞

選考の名称		申込者 (a)	受験者 (b)	合格者 (c)	倍率 (b/c)
道府県警察官特別採用		人 0	人 -	人 -	倍 -

(ク) 採用試験・選考（東京消防庁消防吏員分）＜権限委任＞

試験・選考の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
東京消防庁 消防吏員 採用試験 ・選考	I類	人 280	人 6,484	人 4,608	人 551	倍 8.4
	II類	50	1,725	1,032	292	3.5
	III類	180	3,337	2,742	428	6.4
	専門系	10	42	27	4	6.8
	合計	520	11,588	8,409	1,275	6.6

(ケ) 採用選考（個別選考）

区分	任命権者別			計
	都一般	警視庁	東京消防庁	
局長級	人 1	人 -	人 -	人 1
部長級	9	2	-	11
課長級	11	-	2	13
課長代理級	5	1	-	6
主任級	2	-	-	2
1級職	23	-	-	23
合計	51	3	2	56

(注) 1 令和4年4月2日～令和5年4月1日の採用数である。

2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁（学校）をいう。

3 医師、研究機関の研究員及び国からの採用等である。

(コ) 指導力不足教員を対象とする特例選考

選考の名称	申込者	受験者	合格者
県費負担教員の特例採用選考	人 1	人 1	人 0
都立学校教員の特例転職選考	0	-	-
合計	1	1	0

(サ) 採用選考（幹部職員都区等交流分）＜権限委任＞

区分	任命権者別	都一般	警視庁	東京消防庁	計
局長級	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -
部長級	2	-	-	-	2
課長級	2	-	-	-	2
合計	4	-	-	-	4

(注) 1 令和4年4月2日～令和5年4月1日の採用数である。

2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁（学校）をいう。

(シ) 課長代理級職選考＜権限委任＞

任命権者	対象者	受験者	合格者
都知事	人 13	人 13	人 12

(注) キャリア活用採用選考最終合格者に対する課長代理級職選考である。

(ス) 任期付職員採用試験＜権限委任＞

試験の名称	任命権者	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
東京都 任期付職員 採用試験	事務 都知事	人 120	人 705	人 568	人 207	倍 2.7

(注) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第四条に基づき、一定期間内に終了又は一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に対応するため、任期を定めて採用される職員である。

(七) 採用選考（児童福祉（経験者））＜権限委任＞

選考の名称		任命権者	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
東京都職員 キャリア活用 採用選考	福祉	都知事	人 45	人 135	人 131	人 41	倍 3.2

(ソ) その他の採用選考＜権限委任＞

区分	任命権者別			
	都一般	警視庁	東京消防庁	計
事務系	人 4	人 3	人 -	人 7
福祉系	51	-	-	51
一般技術系	16	3	-	19
医療技術系	44	2	-	46
技能系	10	16	2	28
運輸系	155	-	-	155
警察官	-	300	-	300
消防吏員	-	-	-	-
合計	280	324	2	606

(注) 1 令和4年4月2日～令和5年4月1日の採用数である。

2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁(学校)をいう。

3 職種例は、以下のとおりである。

- ・事務系 …… 事務、通訳
- ・福祉系 …… 福祉、福祉技術
- ・一般技術系 …… 職業訓練、農業技術等
- ・医療技術系 …… 医師、看護師等
- ・技能系 …… 海技、技能Ⅰ、技能Ⅱ等
- ・運輸系 …… 自動車運輸等

イ 昇 任

(ア) 管理職選考（東京都職員分）

種 別 ・ 区 分		申 込 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)	
種別 A	事務系	事務	人 537	人 430	人 38	% 8.8
	技術系	土木	220	194	4	2.1
		建築	35	33	2	6.1
		機械	49	47	1	2.1
		電気	63	58	1	1.7
		I C T	18	18	1	5.6
	生物・ 医化学	26	22	1	4.5	
	計	411	372	10	2.7	
合 計		948	802	48	6.0	
種別 B	事務系	事務	386	309	67	21.7
	技術系	土木	231	217	16	7.4
		建築	27	26	3	11.5
		機械	37	32	3	9.4
		電気	46	43	2	4.7
生物・ 医化学	32	30	8	26.7		
	計	373	348	32	9.2	
合 計		759	657	99	15.1	

- (注) 1 管理職選考は、主任級職員対象の種別 A と課長代理級職員対象の種別 B に区分される。
- 2 筆記考査は令和 4 年 5 月 29 日、口頭試問は同年 8 月 4 日、同月 5 日、同月 10 日及び同月 12 日に実施した。
- 3 合格者は、一次選考合格者を指す。種別 A は、合格者到達水準判定会議・最終選考合格をもって、種別 B は、最終選考合格をもって管理職選考合格となる。
なお、最終選考は、管理職選考委員会における判定結果をもとに、合格者を決定する。

(イ) 行政専門職選考（東京都職員分）

種 別	合格者	備 考
種 別 A	人 15	用地外 8 区分
種 別 B	10	まちづくり外 9 区分
合 計	25	

(注) 行政専門職は、任命権者が候補者を選抜し、特定分野の個別業務が対象の種別 A と、事業部単位を基本とする政策分野が対象の種別 B に区分される。

(ウ) 課長級昇任選考（個別選考）

区 分	任命権者別			計
	都 一 般	警 視 庁	東 京 消 防 庁	
課 長 級	人 12	人 -	人 -	人 12

(注) 1 令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日の昇任数である。

2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁（学校）をいう。

3 医師、研究機関の研究員等の昇任である。

(エ) 警視庁管理職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁課長級職昇任選考（一般職員）

<権限委任>

選 考 の 名 称	任命権者別 (a)	対 象 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
管理職 昇任選考	警 視 庁	人 136	人 17	% 12.5
課長級職 昇任選考	東京消防庁	17	2	11.8

(注) 令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日の昇任数である。

(オ) 警視庁係長職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁課長代理級職選考（一種）（一般職員）<権限委任>

選 考 の 名 称	任命権者別 (a)	対 象 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
係長職 昇任選考	警 視 庁	人 381	人 33	% 8.7
課長代理級職 選考（一種）	東京消防庁	58	3	5.2

(注) 管理職選考合格者を除く。

(カ) 主任級職選考 (A) (東京都職員分)

種別・区分		申込者 (a)	受験者 (b)	合格者 (c)	合格率 (c/b)	選考対象職種の例
I 類	事務	人 1,582	人 1,454	人 520	% 35.8	事務、司書等
	土木	426	399	143	35.8	土木
	建築	64	58	22	37.9	建築
	機械	127	119	38	31.9	機械
	電気	124	116	42	36.2	電気
	計	2,323	2,146	765	35.6	
II 類	福祉 I	37	34	9	26.5	福祉
	福祉 II	34	34	7	20.6	心理、福祉技術等
	産業技術 I	101	90	31	34.4	環境検査、獣医等
	産業技術 II	66	61	19	31.1	林業、農業技術等
	産業技術 III	15	14	4	28.6	職業訓練、理工技術等
	医療技術 I	30	29	8	27.6	薬剤、臨床検査等
	医療技術 II	146	139	33	23.7	栄養士、診療放射線等
	保健	28	27	5	18.5	保健師
	看護	8	8	3	37.5	助産師、看護師
	計	465	436	119	27.3	
合計		2,788	2,582	884	34.2	

(注) 筆記考査は令和4年9月25日に実施した。

(キ) 主任級職選考（B）（東京都職員分）

選考区分	申込者 (a)	受験者 (b)	合格者 (c)	合格率 (c/b)	選考対象職種の例
事務系	人 137	人 103	人 59	% 57.3	事務、司書等
一般技術系	37	29	13	44.8	土木、建築、機械等
医療福祉系	39	34	14	41.2	福祉、薬剤、看護師等
合計	213	166	86	51.8	

(注) 筆記考査は令和4年9月25日に実施した。

(ク) 准看護師2級職選考・警視庁副主査職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁主任級職昇任選考（一般職員）＜権限委任＞

選考の名称	任命権者別	対象者 (a)	受験者・受考者 (b)	合格者 (c)	合格率 (c/b)
准看護師 2級職選考	都知事	人 3	人 0	人 0	% -
副主査職 昇任選考	警視庁	685	543	57	10.5
主任級職 昇任選考	東京消防庁	170	77	14	18.2
合計		858	620	71	11.5

(ケ) 警視庁警察官階級昇任試験（選考）＜権限委任＞

階級	対象者 (a)	受験者・受考者 (b)	合格者 (c)	合格率 (c/b)
警視	人 1,394	人 1,394	人 160	% 11.5
警部	17,517	7,164	263	3.7
警部補	20,753	11,302	703	6.2
巡査部長	23,215	12,129	928	7.7
合計	62,879	31,989	2,054	6.4

(注) 警視選考における受考者は、対象者をもって充てる。

(コ) 東京消防庁消防吏員階級昇任試験（選考）＜権限委任＞

階 級	対 象 者 (a)	受 験 者 ・ 受 考 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
消防司令長	人 646	人 617	人 54	% 8.8
消 防 司 令	3,852	3,337	123	3.7
消防司令補	5,262	4,737	290	6.1
消 防 士 長	5,137	4,890	503	10.3
合 計	14,897	13,581	970	7.1

(サ) 運輸系昇任選考＜権限委任＞

選 考 の 名 称	対 象 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
運輸系管理職選考	人 96	人 27	人 2	% 7.4
助役選考	2,401	227	86	37.9
グループリーダー 選考	706	236	90	38.1
合 計	3,203	490	178	36.3

人事委員会の1年間の主な動き（令和4年度）

年	月	日	事 項
4	4	25	職種別民間給与実態調査の開始 (同年6月17日終了)
4	5	1	I類B採用試験(第1次試験)を実施 (同年7月15日(一般方式)、同年7月27日(新方式)最終合格発表)
4	5	8	I類A採用試験(第1次試験)を実施 (同年7月15日最終合格発表)
4	5	29	管理職選考(筆記考査)を実施 (同年8月31日合格発表)
4	8	14	キャリア活用採用選考(第1次選考)を実施 (同年12月14日最終合格発表)
4	9	11	II類、III類採用試験(第1次試験)及び障害者を対象とするIII類採用選考 (第1次選考)を実施(同年11月8日最終合格発表)
4	9	25	主任級職選考(筆記考査)を実施 (同年11月11日合格発表)
4	10	12	都議会及び知事に対して「職員の給与に関する報告と勧告」を実施
4	10	23	就職氷河期世代を対象とした採用試験(I類B、III類)(第1次試験)を実施 (同年12月16日最終合格発表)
5	1	25	令和5年度採用試験(選考)日程を発表
5	2	3	都庁WEBセミナー<土木・建築編>を開催 (144人が参加)
5	2	7	都庁WEBセミナー<機械・電気編>を開催 (79人が参加)
5	2	10	都庁WEBセミナー<ICT編>を開催 (95人が参加)
5	2	16	都庁WEBセミナー<事務編>を開催 (908人が参加)
5	3	8	専門職オンライン相談会を開催 (176人が参加)
5	3	18	職員採用セミナー2023を開催 (対面形式:都庁第一本庁舎5階大会議場にて開催、458人が参加) (オンライン形式:728人が参加)
5	3	19	

令和5年9月 発行

事業概要

令和5年版

登録番号(5)3

編集・発行 東京都人事委員会事務局
任用公平部総務課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03 (5320) 6932

印刷 株式会社イマイシ
東京都足立区梅島一丁目31番15号
電話 03 (3848) 1311